

消費税増税延期による弊害

1 また減額

みなさん、明けましておめでとうございます。社会保険労務士の辰巳です。2014年もあっという間に過ぎ去り、また新しい1年のスタートです。毎年この時期は1年の抱負なんかを掲げて背筋がシャキッと伸びているんですが、春になる頃には崩れ始め、梅雨の時期になるとすっかり萎れた花のようになってしまふんですよね。今年は常に向上心を抱いて背筋を伸ばしてみたいものです。

さて、ドタバタ解散総選挙も終わり、新政権のもと新たな課題山積の現状ですが、年金に関して言いますと、今年4月に減額が行われる予定です。これは、たびたびお知らせしてきました特例水準解消の最後ということになります。まずは第一弾として25年10月に1%、第二弾として26年4月に0.7%がすでに減額済みでして、今回27年4月の0.5%の減額をもって特例水準が解消されることになります。実際の改定率は賃金や物価の動向をもとに判断されますので、0.5%以下となることも考えられますが、減額されることに変わりはないでしょう。減額は27年4月分からとなりますので、27年6月15日振込分が現状より少なくなっているということですね。ここ数年は右肩下がりで年金給付額が減り続けていまして、それと反比例するように健康保険や介護保険は上がり続けているわけですから生活を圧迫しているのは火を見るより明らかです。しかしながら、ここ日本で暮らしている以上これは避けようがないことですから、不満だけをため込んでもしょうがありません。給付額は減らされて、徴収額が増加していることをしっかりと理解して、少し先を見据えて自分の出来得る準備をするよりほかありませんよね。年金額が減額となった場合は、必ず変更通知や振込通知が送られてきます。何が書かれてあるのかわからないと投げ出さず、今までとどこがどう変わ

ったのかじっくり見比べて検討しましょう。納得できない場合は年金事務所へ行って説明を求め、今の自身の年金額をしっかり把握するようにしたいものですね。

2 10年短縮法案延期

さて、消費税増税が29年4月まで延長されたことに伴い、当初予定されていた年金を受給するための期間短縮も延期となりました。これは、現在年金を受けるためにはすべての期間を合算して25年以上の納付期間が必要なわけですが、それを10年に短縮しようというものです。国民年金の納付義務は20歳から60歳までの40年ですが、生活していくうえで年金にまで手が回らない時もあるだろうし、転職を繰り返したような場合、次の再就職先が決まるまでうっかり年金のことを失念してしまう場合だってあるかもしれません。ですので国は40年とは言わないから、せめて25年は年金を納付していることを最低条件とあげているわけですね。

しかし、この25年というのがかなり高いハードルで、現在65歳以上で今後保険料を納付しても25年に到達しない人が最大で42万人と言われているんです。そのうち、少なくとも10年以上は年金納付がある人がおよそ17万人という試算が出ています。すなわち、今回の改正はこのおよそ17万人の無年金者の方たちを救済することが目的だったわけです。もちろん、納付した期間に応じて年金額は計算されるですから、10年かけたぐらいでは十分な年金額とは言えません。しかし、10数年納付したことは事実なわけですから、それに応じてわずかではあっても年金が支給されるというのは本人にとってみればこんな嬉しいことはありませんよね。

しかしながら、借金だらけの現在の日本でこれだけの人たちに新たに年金を支給するお金がどこにあるでしょうか。もはや、高度経済成長時代の日本ではありませんから、予算はゼロサム、つまり分配される元のお金を増やすわけにはいきません。ですから、あちらに予算を多めに持っていくとこちらは少なめ、向こうを優遇するとあっちが冷え込む、といった具合です。そこで登場するのが消費税増税です。政府はこの増税による収入を社

会保障に充てることにより、新たな年金受給者への支給をもくろんでいたわけです。よって、10年短縮法案は消費税が10%に上ることを条件に施行されることになっていましたので、今回の消費税増税延期により、これも延期となってしまいました。

昨年あたりから、この10年納付で年金がもらえるかもしれないという相談が年金事務所でも数多く見られるようになっているようですが、これに期待されていた方々にとっては非常に残念な結果となったことでしょう。29年4月には間違いなく10%増税と発表されていますが、この10年短縮の件と合わせて注視していく必要があります。

ところで、この10年で年金がもらえるという改正は一部の方たちには願ってもないことかもしれません、懸念されるのは今の若い世代が10年かければ年金がもらえるんだと安易な解釈をしてしまわないかということです。先ほどもふれたように、年金は納付期間に応じて受給額が決定されるわけですから、10年そこそこかけただけでは到底生活を支えるだけの金額とはなりません。加えて、年金は年を取ってからもらうだけではなく、不測の事態が起った時の社会保障として、障害年金や遺族年金が用意されています。これらは年齢に関係なく起こりうることです。突然の事故や発病で身体に障害を負ったり、愛する家族を失った場合、しっかり年金を納めていないとこのような保障は受けられません。そういったことを含めて、こういう情報はみんなで共有して、そして、知りえた情報は身近な人たちに伝えていく、といった姿勢が最も大切だと思われます。では、また次回お会いしましょう。